第６０号
2015年2月1日
発　　行

同推くん

発行・編集
海蔵地区人権・同和教育推進協議会
広　報　部
事務局地区市民センター内

「ペンと本で世界は変わる」

１６歳のマララさんが国連本部で感動のスピーチ

現国連事務総長の潘基文(パンギムン)氏は、教育推進運動の一層の活性化を図るため、2013年より毎年7月12日をマララ・デーとすることにしましたが、それを記念して、マララさんの16歳の誕生日である2013年7月12日に、ニューヨークの国連本部でスピーチが行われました。大きな声で、ゆっくりと、一語一語に思いを込めながら語られたスピーチは、メディアやネットを通じて世界中に流され多くの感動を呼びました。

紙幅の関係から、演説の全てをお伝えできませんので、彼女の思いをいちばん語っていると思われる部分を選んで、紹介させて頂きます。

Dear　friends(親愛なるみなさん)で呼びかけてスピーチは進んでゆきました。

タリバンは、私たちの主張を黙らせようと私たちに銃弾を浴びせました。しかし、何一つ変えることはできませんでした。私の志、希望そして夢も変わっていません。

私は、タリバンであれ他のテロ組織であれ個人的な復讐心は抱いていません。なぜかというと、慈悲深い預言者ムハンマドから、そしてイエス・キリストやお釈迦さまから学んだ慈悲の心です。それが、マーティン・ルーサー・キング、ネルソン・マンデラ、ムハンマド・アリー・ジンナーから受け継いだ変革の伝統です。それが、私が、ガンジー・ジー、バシャ・カーン、マザー・テレサから学んだ非暴力の哲学です。そしてそれが、父母から学んだ寛容の心なのです。そして、私の魂は、平和の心を持ち、万人を愛しなさいと教えてくれています。

国連事務総長閣下、教育には平和が必要です。世界の多くの地域、特にパキスタンやアフガニスタンでは、テロや戦争や紛争のせいで多くの子どもたちが通学できず、さまざまな形の苦しみを味わっています。

インドでは、罪のない貧しい子どもたちが児童労働の犠牲者になっています。

貧困と無学、不当な扱いや人種差別、基本的権利の剥奪は男女両性が直面している大きな問題です。

私は、女性の差別からの解放は、女性が自立して自力で闘うことを重要視しています。今こそ声を上げる時です。ですから、世界の指導者に対し、重要政策を変えて平和と繁栄を支持するように呼びかけます。私たちは、世界の指導者に対し、すべての平和協定は、女性と子どもの権利を守るものでなければならないと呼びかけます。女性の権利に反する協定は認めることはできないのです。

私たちは全ての政府に対し、世界中のすべての子どもに無償の義務教育を保証するように呼びかけます。私たちはすべての政府に対し、テロや暴力に立ち向かい、子どもを残虐行為や危害からまもるように呼びかけます。

私たちはあらゆる地域社会に対し、寛容であるように、カースト・信条・宗派・肌の色・宗教・性別に基づく偏見を退けるように呼びかけ、女性に自由と平等を保障して女性の活躍を可能に（４ページに続く）

シリーズで学ぶ　日本国憲法とは　～第７回～

日本国憲法の基本原理

～主権在民主義・民主主義・国際平和主義～

憲法の基本原理については、第３回で、憲法とは何ぞやということで「憲法の概念」と「日本国憲法は、立憲的意味の憲法である」旨説明しましたが、更に前号において、日本国憲法には、「この憲法は誰が作ったか」と「どんな考え方で作ったか」が前文に記されていることを紹介しました。

そこで今回は、その記された内容について教科書「新しい憲法のはなし」を使って解説致します。この憲法の「考え方」とは、教科書によりますと、「あたらしい憲法の全体を貫く一番もとになる基本的原理は、以下の三つである」旨説明されています。

第一は、「国民主権」という原理です。この憲法は、民主主義を根本の考えとしているので、主権は当然日本国民にあるわけです。そこで前文の中にも、また憲法の第１条にも「主権が国民に存する」と明確に宣言しています。主権が国民にあることを「主権在民」といいます。従ってこの憲法は主権在民主義の憲法だということです。ここで念のために「主権が国民に存する」の考え方について補足しますと、国民一人ひとりが主権を持っていますが、別々に持っているということではなくて、日本国民全体にあるということで、自分は主権者だからと勝手なことをしてもよいということではないのです。それは、民主主義に合わないことになるからです。

第二の原理は、「民主主義」です。

物事を決める場合、まずみんなが十分に自分の考えを話しあった後で、大勢の意見で決めていくことが、いちばん間違いがないということから、物事を決める際には、

多数決の原理で決めて、決まったことには従うという方法を民主主義といいます。国の治め方で物事を決める場合、全てを国民に聞くことはできませんので、国民の代表者を選んで、選ばれた代表者が物事を決め、他の議員は、これに従います。これが国民全体の意見で物事を決めたことになるのです。これが民主主義です。国会が国民全体を代表して、国のことを決めてゆきますから、これを「代表制民主主義」といいます。

しかし一番大事なことは、国会に任せないで、国民が、自分で意見を決めることがあります。例えば憲法を変える時は、国会だけで決めないで、法律で決められた年令の国民（有権者といいます。）一人ひとりが賛成か反対かを投票で決めることになっています。国民が直接に国のことを決めますから、これを「直接民主主義」のやり方といいます。

「あたらしい憲法」は、代表制民主主義と直接民主主義と二つのやり方で国を治めてゆくことにしていますが、代表制民主主義の方が主になっていて、直接制民主主義の方のやり方は、一番大事なことに限られているので、「あたらしい憲法」は、だいたい代表制民主主義のやりかたになっているといってもよいのです。

第三の原理は、「国際平和主義」です。

国の中で、国民全体で、物事を決めてゆくことを、民主主義といいましたが、国民の意見は千差万別です。しかし、多数意見に素直に従い、多数の方も少数意見をよく聞いて自分の意見を決め、みんなが、仲良く国の仕事をやってゆくのでなければ、民主主義のやり方は、成り立たないのです。

この原理は、国と国との間のことも同じことです。自国のことばかり考えて、他国の立場を考えないのでは、世界中の国が、仲良くしてゆくことはできません。世界中の国が、戦をしないで仲良くやってゆくことを、国際平和主義といいます。

だから民主主義というのは、この国際平和主義と、たいへん深い関係があるのです。この憲法で、民主主義のやり方を決めたからには、またほかの国に対しても、国際平和主義でやってゆくことになるのは当たり前です。この国際平和主義を忘れて、自分の国のことばかり考えていたので、とうとう戦争を始めてしまったのです。そこで、新しい憲法では、前文の中に、これからは、この国際平和主義でやってゆくということを、力強い言葉で書いてあります。また、この考え方が以下で述べる戦争の放棄、すなわち、これからは、一切、戦争はしないということを決めることになってゆくのです。今度の憲法は、日本の国は、決して二度と戦争はしないように、二つのことを決めました。

一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、一切持たないと軍備放棄宣言をしました。

もう一つは、他国と争いごとになった時、決して戦争で、相手を負かして自分の言い分を通そうとすることをしないと決めたのです。なぜならば、戦を仕掛けることは、結局、自分の国を亡ぼすような羽目になるからです。

また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、一切しないことに決めて。世界に向けて宣言したのです。これを戦争の放棄といいます。そうして他国と平和外交で信頼関係を築き、国民の安全保障と豊かな暮らしを築く礎となっているのです。

イラストはいずれも、教科書「新しい憲法のはなし」に掲載されたものです。

〈1ページより続く〉するように呼びかけます。この社会の半数が抑圧されていたら、社会全体の成功はありえないからです。

親愛なる兄弟姉妹の皆さん、全ての子どもの明るい未来のために、私たちは学校と教育を求めています。平和と教育という目的地に向かって歩み続けます。
私たちは権利を求め声を上げ、やがて声を通して変化をもたらすつもりです。
私たちは言葉の強さを信じていますし、世界全体を変えることができます。なぜなら、私たちみんなが教育という大義の下に一致団結しているからです。

親愛なる兄弟姉妹の皆さん、何百万もの人々が貧困や不当な扱いや無学に苦しんでいることを忘れないでください。何百万もの子どもたちが学校に行けないでいることを忘れないでください。

ですから、私たちの最も強力な武器である本とペンを手に取って、無学や貧困やテロとの闘いを世界中で行おうではありませんか。

ひとりの子ども、一人の教師、
１冊の本、１本のペンが世界を
変えるのです。
教育こそが唯一の解決策。
教育が第一です。

16歳の誕生日、国連でのスピーチ

お知らせ

２０１４年度の事業を終えて

今年度は、6月２日開催の年次総会で承認されました新体制でスタートし、同じく承認された事業計画に基づき委員研修会を２回、地区懇談会３か所、人権を考える集いおよび「同推くん」4回発行と委員の皆さまならびに地域の皆さまのご理解とご協力により滞りなく完遂することができました。心より御礼もうしあげます。
次年度も「お互いの人権を尊重し、差別のないまち海蔵」を目指して人権のまちづくりに邁進しますので、ご指導、ご鞭撻、ご協力の程よろしくお願い致します。

（役員一同）

①
総会
6月2日（月）

②
委員研修会
6月2日（月）
11月28日(金)

③
人権を考える集い
10月4日(土)

お断り：地区懇談会は、7月18日に野田・清水、8月8日に末永・本郷、9月19日に西阿倉川の3ブロックで開催致しましたが、撮影は遠慮させて頂きました。